

○津山の地酒によるおもてなしとその普及を促進する条例（案）

津山市は、美作国の国府が置かれて以来、美作地域の産業及び経済の中心として栄え、歴史的な町並みの形成とともに、商業集積も進み発展してきました。

中国山地に源を発する豊かな水をたたえた吉井川が市内中心部を流れ、南部には津山盆地が形成されるとともに、郊外には緑豊かな田園風景が広がる自然と調和した暮らしやすい中山間都市として、今もなおその歴史を紡いでいます。

澄んだ空気と清らかな水に恵まれた本市では、古くから良質な米や麦などがとれ、そして美味なるお酒が醸されてきました。豊作を願い、実りに感謝し、そして人々が一体感を高めることのできるお酒は、地域の伝統文化とも結びついており、私たちには、ふるさとの財産として、誇りと愛着をもって次世代に受け継いでいく大切な使命があります。

地域の食文化に愛着と関心を寄せ、地域で醸されたお酒を自ら味わうことに加え津山市を訪れる多くの方へ提供することは、津山市の魅力の発信、交流の促進、地域産業の振興と発展にもつながります。

これらのことから、市、議員、事業者及び市民が一体となって地域で醸されたお酒によるおもてなしやその普及を図ることで、地酒等の消費拡大、米や麦などの地産地消、ひいては伝統文化の継承につなげ、地域産業と文化を将来にわたって維持、発展させていくことを決意し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、本市において製造された日本酒その他の酒類(以下「地酒」という。)によるおもてなし及び地酒の普及を促進することにより、本市の伝統的な産業及び文化の継承並びに酒造業その他関連産業の持続的発展を図り、もって地域の振興に寄与することを目的とする。

（市の役割）

第2条 市は、地酒によるおもてなし及び地酒の普及促進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（議員の役割）

第3条 津山市議会議員（以下「議員」という。）は、おもてなしの場、会食等において地酒を積極的に使用するとともに、市民等に対しても使用を呼びかけるなど、普及促進に努めるものとする。

（事業者の役割）

第4条 地酒の製造、販売、提供等に関する事業を行う者(以下「事業者」という。)は、地酒によるおもてなし及び地酒の普及促進に主体的に取り組むとともに、市、議員及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第5条 市民は、市、議員及び事業者が行う地酒によるおもてなし及び地酒の普及促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(嗜好等への配慮)

第6条 市、議員、事業者及び市民は、この条例に基づく取組及び協力に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。